

資金移動業(1)



坂 勇一郎 Saka Yuichiro 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員。国民生活センター紛争解決委員会特別委員。金融審議会専門委員

資金移動業の規制の趣旨と概要

(1) 資金移動業

資金移動業は、銀行等以外の者が為替取引を業として行うものです(法2条2項)。為替取引とは、現金輸送によらない資金の移動(送金)です。順為替、逆為替、内国為替(国内送金)、外国為替(外国送金)、円建て、外貨建てが含まれます。

送金方法は、①送金者が営業店に現金を持ち込んで送金を依頼し、受取人が別の営業店で現金を受け取る方法 ②ウェブサイト等で開設された顧客のアカウントの間で資金を移動させる方法 ③資金を受け入れて発行されたカード・証書を保有・持参する者に支払いを行う方法などがあります。

(2) 資金移動業者としての登録

資金移動業を行うには、資金移動業者としての登録が必要です(法37条)。資金移動業者は、業務範囲に制限がないので、為替取引以外の業務と兼業することができます。また、第三者に資金移動業務を委託することも可能です。

送金者から受取人への資金の移動が、確実に行われる必要があることから、登録の要件として、資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要な財産的基礎、資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制整備、法令順守のために必要な体制整備等が求められます(法40条)。

(3) 利用者資金の保全

資金移動業者は、送金者から資金を受け入れ、受取人に払い出すまでの間、利用者の資金を保有します。資金移動業者が利用者資金をほかに

流用するなどして、利用者に資金を払い出すことができなくなる事態が生じないように、利用者資金の保全制度が整備されています。

すなわち、資金移動業者は、為替取引に関し利用者から受け入れた資金(未達債務)の額を各営業日ごとに計算し、これに一定の費用を加えた額(要履行保証額)について、1週間ごとの最高額(要供託額)を求め、その額以上の履行保証金を1週間以内に保全しなければなりません(現行法。2020年6月改正[以下、改正法]は次回で述べる)。保全方法としては、供託(法43条)のほか、履行保証金保全契約(法44条)、履行保証金信託契約(法45条)によることもできます。

(4) 利用者保護のための規制

資金移動業者には、情報の安全管理(法49条)、委託先に対する指導(法50条)、利用者の保護等に関する措置(法51条)が求められます。また、指定資金移動業務紛争解決機関との契約締結義務等(法51条の2)が課せられます。

(5) 改正概要

現行法の概要は前述のとおりですが、改正法も含めた規制の概要は、表1のとおりです。

収納代行への対応

(1) 概要

「収納代行」は、代金の受取人(債権者)から委託を受け、支払う側(債務者)から代金を回収する行為です。2009年の資金決済法制定時は、制度整備の要否について意見が分かれ、特段の規定は設けられませんでした。改正法では、所定の要件を満たす場合は資金決済法の規制対象であることが、明確化されます。

(2) 収納代行に規制が及ぼされない理由

収納代行が資金決済法制定時に必ずしも資金決済法の規制対象とされなかったのは、収納代行が法的には「代理受領」として行われてきたことによります。収納代行業者は、債権者の「代理人」として債務者から代金を受け取ります。代理人なので、その時点で法的に支払いの効力が生じることになり、たとえ収納代行業者が債権者に代金を渡さないまま倒産しても、債務者が二重の支払いを求められることはありません。

資金決済法は、資金移動業者が利用者の資金を保有する関係が生じるため、資金を供託させるなどして利用者の保護を図っていますが、代理受領では債務者の資金を保有する関係は生じないので、制度整備は必ずしも必要ないとされました。代理受領では、収納代行業者は、債権者に受け渡す資金を保有することになりますが、資金決済法が制定された約10年前は、債権者は事業者や自治体であり、債権者側の保護の必要性はあまり重要視されませんでした。

(3) この10年間に登場した新しいサービス
ところが、この10年間に債権者が一般消費者である新しいサービスが提供されるようになりました。「割り勘」アプリ型のサービスや、フリマアプリやインターネットオークション等で用いられるエスクローサービス^{*1}等です。

利用者保護の観点からは、収納代行に広く規制を及ぼすことが望ましく、特に、債権者が一般消費者である場合、その必要性も認められます。他方、将来、収納代行の形式をとる新たなサービスが生まれる可能性を指摘する意見もありました。

表1 資金移動業に関する規制概要(現行法、改正法)

概要	現行法	改正法	改正箇所
参入規制(登録制)	37条～41条	37条～41条	38条、40条の2(新設)、41条
名義貸しの禁止	42条	42条	—
履行保証金の供託	43条～48条	43条～48条	43条～45条、45条の2(新設)、47条
履行保証金の供託等にかかる特例	—	58条の2	(新設)
情報の安全管理	49条	49条	—
委託先に対する指導	50条	50条	—
利用者の保護に関する措置	51条	51条	51条
為替取引に関し負担する債務の制限	—	51条の2、51条の3	(新設)
指定紛争解決機関との契約締結義務	51条の2	51条の4	51条の2、51条の3 新設による繰り下げ
帳簿書類の作成・保存	52条	52条	—
報告書の作成・提出	53条	53条	53条
立入検査等・業務改善命令等	54条～58条	54条～58条	56条

事業者にとっては、利用者資金の保全による資金拘束や、犯罪収益移転防止法(犯収法)の本人確認(取引時確認)の必要がなければ参入しやすくなります。そこで、今後も動向を注視し、各サービスの機能や実態に着目したうえで、規制の必要性を判断していくという基本的考えを確認しつつ、今回の法改正では、収納代行のうち受取人が個人である「割り勘アプリ」等が規制対象であることを明確化し、エスクローサービス等は直ちに制度整備を図ることはしないこととしました^{*2}。

(4) 改正法で規制対象と明確化される収納代行(改正法2条の2・改正府令1条の2)

規制対象と明確化されるものは、①受取人からの委託等により、②債務者から弁済として資金を受け入れ、③受取人に資金を移動させる行為であり、④受取人が個人(事業としてまたは事業のための受け取りを除く)であり、⑤府令の要件に該当する行為です(改正法2条の2)。この要件を満たすものは「為替取引」に該当し、「割り勘アプリ」等も含まれます(表2)。

①～③は「資金の受取人からの依頼による送金」を要件化したものです。このうち、①は、受取人からの委託によるもののほか、債権譲受

*1 フリマアプリ等において、販売者(債権者)と購入者(債務者)の間に入り、販売者から代理受領の委託を受けて、購入者から商品代金の支払いを受けてこれを一時的に保管し、購入者が商品を受領したことを確認した後で、販売者に商品代金を受け渡すしくみのこと

*2 金融審議会「決済法制及び仲介法制に関するワーキング・グループ」報告18ページ

表2 改正法で規制対象であることが明確化される収納代行

改正法2条の2の要件		規制対象	
①受取人からの委託等により、 ②債務者から弁済として 資金を受け入れ、 ③受取人に資金を移動させる行為	受取人が事業者	—	
	④受取人が個人 (事業としてまたは 事業のための受け取 りを除く)	⑤改正府令1条の2の要件(1号～3号のいずれかに該当すれば規制対象)	○
		(1号) 債務者からの資金受け入れまでに債務が消滅しない	
		(2号) 貸付債権の債権回収のための資金移動	
(3号) (イ) 債務者に対する商品やサービスの提供に先立ってまたは同時に資金を受け入れた後に受取人に資金を移動するものではない かつ、 (ロ) 売買などの債権発生原因契約の成立に不可欠な関与を行い、資金を受け入れ、受取人の同意のもとに資金を移動するものではない			
	1号～3号に当てはまらないもの	—	

やこれに類する方法による場合も規制対象に含まれます。②は、債務者から支払いの委託を受けた者等からの弁済や、ほかの者に資金を受け入れさせる場合も規制対象に含まれます。④は、受取人が法人

や団体である場合、事業としてまたは事業のために送金を受ける個人である場合を、規制対象と明確化にする範囲から除く趣旨です。

⑤の府令の要件は、次のいずれかに該当するものです(改正府令1条の2)。

- i. 債務者からの資金受け入れまでに債務が消滅しないもの(1号)
→ 代理受領(または同様の法的効果のあるもの)でないものです*3。
- ii. 貸付債権の債権回収のための資金移動(2号)
- iii. (イ) 債務者に対する商品やサービスの提供に先立ってまたは同時に資金を受け入れた後に受取人に資金を移動するものでない、かつ、(ロ) 債権発生原因契約の成立に不可欠な関与を行い、資金を受け入れ、受取人の同意のもとに資金を移動するものでないもの(3号)
→ エスクローサービスでないものが規制対象

表3 改正府令1条の2(3号)の該当性

要件①受取人からの委託等により、 ②債務者から弁済として資金を受け入れ、 ③受取人に資金を移動させる行為であり、 ④受取人が個人(個人事業者を除く)で、 ⑤債務者からの資金受け入れまでに債務が消滅するもの(1号に該当しない)		
→①～⑤の要件を満たす行為の3号の該当性		
	売却などの債権発生原因契約の成立に不可欠な関与を行い、資金を受け入れ、受取人の同意のもとに資金を移動するもの	左記に当てはまらないもの →3号(ロ)
債務者に対する商品やサービスの提供に先立ってまたは同時に資金を受け入れた後に受取人に資金を移動するもの	×3号に該当せず (例：フリマアプリやインターネットオークション提供者のエスクローサービス)	×3号に該当せず
上記に当てはまらないもの →3号(イ)	×3号に該当せず	○3号に該当 →規制対象

となることを明らかにする趣旨です。

iiiを整理すると表3の下表のとおりです。

(5) 改正法2条の2以外の収納代行

受取人が事業者である代理受領や、二重払いのおそれのないエスクローサービスは、多くの場合、規制対象外と扱われると考えられます。

もっとも、改正法2条の2・改正府令1条の2は、「要件に該当するものが為替取引に該当すること」を確認するものであり、「当該要件に該当しない行為が為替取引に該当しないこと」を意味するものではありません*4。要件に該当しない行為が為替取引に該当するかは、取引内容等に応じ、最終的には個別具体的に判断されます(金融庁 事務ガイドライン 第三分冊 資金移動業者関係1-2)。

資金決済法制定時、収納代行について「制度整備を行わないことは、利用者保護が十分であることを意味するものではなく、収納代行サー

*3 したがって、あらかじめ作成したアカウントへ金銭を受け入れる行為は、為替取引に該当する

*4 「収納代行については、継続して実態把握に努め、利用者保護の観点から制度整備や規制の在り方について、引き続き検討を行うこと。また、改正資金決済法第二條の二の要件に該当しない場合であっても、為替取引に該当するときには、資金移動業の登録が必要となることを周知すること」(第201回国会 衆議院財務金融委員会・附帯決議)

ビス等が銀行法への抵触の疑義がないことを意味するものでもない」とされ、「資金移動の登録を行うことで、為替取引に該当するかどうかの解釈にかかわらず、サービスを安定的に行うことが可能となる」*5とされました。この理は、^{ことわり}改正法でも変わらないと考えられます*6。資金決済法の規制対象でない収納代行は、利用者保護の点で脆弱な面^{ぜいじやく}があることは否定できません。また、悪質加盟店の決済手段に用いられやすい面があり、利用者はこうした点に留意が必要です。将来的には、同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用する規制の横断化が望まれます*7。

資金移動業と本人確認 (犯罪収益移転防止法)

(1) 犯罪収益移転防止法上の本人確認

犯罪収益移転防止法(犯収法)は、本来マネーロンダリングを防ぐためのものですが、同法による本人確認は、不正利用の防止や、決済の原因となる売買契約等に問題があった場合、取引の相手方を特定することに役立ちます。

犯収法上、資金移動業者は、①10万円以上の送金・受け取り、または、②送金を継続的にまたは反復して行う契約を結ぶときに、本人確認等の「取引時確認」を行うことが求められます(犯収法4条1項、犯収法施行令7条1項1号ツ・ナ)。利用者がアカウントを設定して契約を開始する場合は②に該当します。

取引時確認(本人確認等)は、利用者が個人の場合、運転免許証等の本人確認書類により、氏名、住居、生年月日を確認するとともに、利用者の申告により取引目的・職業を確認する必要

があります(犯収法4条1項、犯収法施行規則6条~12条)。ただし、当該資金移動業者が過去に取引時確認済みの顧客や、資金移動業の委託先が他の取引時に既に取引時確認を行った顧客は、一定の要件を充足する場合、通常取引時確認を行う必要はありません(取引時確認の省略。犯収法4条3項、犯収法施行令13条)。

また、口座振替やクレジットカード決済の場合、当該顧客について、銀行やクレジットカード会社が過去に取引時確認を行い、確認記録を保存していることを確認する方法により、取引時確認を行うことが認められます(確認方法の特例。犯収法施行規則13条1項)。2020年9月に不正出金が問題となったドコモ口座*8では、この方法が取られていました。問題の発生を受けて、この方法を取る場合の本人確認をより実効的なものとする措置(下表)が取られます*9。

	求められる対応
銀行	・実効的な多要素認証*10の導入
資金移動業者	・銀行が実効的な多要素認証を導入していることの確認 ・資金移動業者の利用者と預金者の同一性の確認(本人確認書類等により確認した利用者の情報と、銀行が保有する情報を照合)

(2) 複合的サービスと本人確認

キャッシュレス決済業者の中には、電子マネー等の前払式支払手段と資金移動サービスの双方を提供する事業者もいます。前払式支払手段には犯収法上の取引時確認義務は課されていないので、本人確認の手続き等を経ることなく前払式支払手段のアカウントを開設できます。その後、取引時確認を行い、送金サービス等が利用できる資金移動アカウントに移行できるというサービス提供も行われています。

*5 高橋康文編著『逐条解説 資金決済法』(2010年1月)141ページ

*6 改正法における第三種資金移動業(5万円以下の送金)では、分別管理預金による利用者資金の保全が認められるところ、収納代行業者が登録業者となるハードルは低くなるとも考えられる

*7 金融審議会 金融制度スタディ・グループ「『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告「基本的な考え方」」8ページ

*8 悪意のある第三者が不正に入手した消費者の銀行の口座情報をもとに、当該消費者の名義で資金移動サービスである「ドコモ口座」のアカウントを開設し、銀行口座からドコモ口座のアカウントへ預金をチャージし、不正な出金が行われた

*9 金融庁「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)」、「『主要行等向けの総合的な監督指針』等の一部改正(案)」(2020年12月25日)

*10 固定のIDやパスワードなど利用者が知っていること(知識情報)、ICキャッシュカード等利用者が持っているもの(所持情報)、指紋等の利用者の特徴(生体情報)の3要素のうち、2つ以上を組み合わせた認証方法